

岩手県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第58号

岩手県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県環境影響評価条例施行規則（平成11年岩手県規則第9号）の一部を次のように改正する。

| 改正前             |          |             | 改正後             |  |   |
|-----------------|----------|-------------|-----------------|--|---|
| 別表第1（第2条、第3条関係） |          |             | 別表第1（第2条、第3条関係） |  |   |
| 事業の種類           | 第1種事業の要件 | 第2種事業の要件    | 事業の種類           | 第1種事業の要件   | 第2種事業の要件  |
| [略]             |          |             | [略]             |  |   |
| 4 条例別表第4号に掲げる事業 |          | (1)・(2) [略] | 4 条例別表第4号に掲げる事業 | (1) 太陽電池発電所の設置の工事業（太陽電池発電所の敷地その他太陽電池発電所の設置及び管理の用に供される敷地（以下「発電所敷地等」という。）（都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域として指定された土地の区域であって、新たに造成を要しないもの（以下「造成済みの工業専用地域」という。）である部分を除く。）の面積が50ヘクタール以上であるものに限り、法第2条第3項に規定する第2種事業に該当するもの及び法第4条第3項の措置がとられたものを除く。） | (1)・(2) [略]<br>(3) 太陽電池発電所の設置の工事業（発電所敷地等の面積が20ヘクタール以上であるもの、普通地域内における発電所敷地等の面積が10ヘクタール以上であるもの又は特別地域内における発電所敷地等の面積が1ヘクタール以上であるものとし、法第2条第2項に規定する第1種事業に該当するもの及びこの項の第1種事業の要件の欄の(1)に掲げる要件に該当するものを除く。） |
|                 |          |             |                 | (2) 太陽電池発電   | (4) 太陽電池発電所の変更の工事業（発電設備の新設に伴い発電所敷地等の面積が20ヘクタール以上増   |

|   |  |  |   |  |   |  |
|---|--|--|---|--|---|--|
|   |  |  |   |  | <p><u>所の変更の工事の事業（発電設備の新設に伴い発電所敷地等（造成済みの工業専用地域である部分を除く。）の面積が50ヘクタール以上増加するものに限るものとし、法第2条第3項に規定する第2種事業に該当するもの及び法第4条第3項の措置がとられたものを除く。）</u></p>                        | <p><u>加するもの、発電設備の新設に伴い普通地域内における発電所敷地等の面積が10ヘクタール以上増加するもの又は発電設備の新設に伴い特別地域内における発電所敷地等の面積が1ヘクタール以上増加するものとし、法第2条第2項に規定する第1種事業に該当するもの及びこの項の第1種事業の要件の欄の(2)に掲げる要件に該当するものを除く。）</u></p> |
|   |  | (3) [略]  |   |  | (5) [略]   |  |
| [略]   |  |  | [略]   |  |   |  |
| 14 条例別表第14号に掲げる事業（同一敷地内において火力発電所の設置又は変更の事業が併せて実施され、かつ、法又は条例の規定に基づき環境影響評価が実施 | (1) 製造業（物品の加工修理業を含む。）、ガス供給業又は熱供給業の用に供する工場又は事業場であって、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設を有するもの（以下「工場等」という。）の新設の | (1) 工場等の新設の事業（日平均排水量が5,000立方メートル以上1万立方メートル未満であるもの若しくは排出ガス量が10万立方メートル以上20万立方メートル未満であるもの又は日平均排水量が1万立方メートル以上であるもの若しくは排出ガス量が20万立方メートル以上である <u>造成済みの工業専用地域</u> において行われる | 14 条例別表第14号に掲げる事業（同一敷地内において火力発電所の設置又は変更の事業が併せて実施され、かつ、法又は条例の規定に基づき環境影響評価が実施 | (1) 製造業（物品の加工修理業を含む。）、ガス供給業又は熱供給業の用に供する工場又は事業場であって、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設を有するもの（以下「工場等」という。）の新設の | (1) 工場等の新設の事業（日平均排水量が5,000立方メートル以上1万立方メートル未満であるもの若しくは排出ガス量が10万立方メートル以上20万立方メートル未満であるもの又は日平均排水量が1万立方メートル以上であるもの若しくは排出ガス量が20万立方メートル以上である <u>造成済みの工業専用地域</u> において行われ |  |

|  |  |   |  |  |   |
|--|--|---|--|--|---|
| <p>される部分及び条例の規定に基づき環境影響評価が実施された工業団地における事業を除く。）</p> | <p>事業（工場等から水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域に排出される水の1日当たりの平均的な排出水の量（以下「日平均排出量」という。）が1万立方メートル以上であるもの又は排出ガス量（設置されているばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の1時間当たりの量を温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値の合計をいう。以下「排出ガス量」という。）が20万立方メートル以上であるものに限り、<u>都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域（新たに造成を要しない土地の区域に限る。</u>以下「<u>造成済の工業専用地域</u>」という。）において行われるものを除く。）</p> <p>(2) 工場等の増設の事業（日平均排水量が1万立方メートル以上又は排出ガス量が20万立</p> | <p>ものに限る。）</p> <p>(2) 工場等の増設の事業（日平均排水量が5,000立方メートル以上1万立方メートル未満若しくは排出ガス量が10万立方メートル以上20万立方メートル未満増加するもの又は日平均排水量が1万立方メートル以上若しくは排出ガス量が20万立方メートル以上増加するもので<u>造成済</u>の工業専用地域において行われるものに限る。）</p> | <p>される部分及び条例の規定に基づき環境影響評価が実施された工業団地における事業を除く。）</p> | <p>事業（工場等から水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域に排出される水の1日当たりの平均的な排出水の量（以下「日平均排出量」という。）が1万立方メートル以上であるもの又は排出ガス量（設置されているばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の1時間当たりの量を温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値の合計をいう。以下「排出ガス量」という。）が20万立方メートル以上であるものに限り、<u>造成済み</u>の工業専用地域において行われるものを除く。）</p> <p>(2) 工場等の増設の事業（日平均排水量が1万立方メートル以上又は排出ガス量が20万立</p> | <p>るものに限る。）</p> <p>(2) 工場等の増設の事業（日平均排水量が5,000立方メートル以上1万立方メートル未満若しくは排出ガス量が10万立方メートル以上20万立方メートル未満増加するもの又は日平均排水量が1万立方メートル以上若しくは排出ガス量が20万立方メートル以上増加するもので<u>造成済み</u>の工業専用地域において行われるものに限る。）</p> |
|--|--|---|--|--|---|

方メートル以上増加するもの限り、造成済の工業専用地域において行われるものを除く。)

方メートル以上増加するもの限り、造成済みの工業専用地域において行われるものを除く。)

[略]

|                   |  |   |
|-------------------|--|---|
| 17 条例別表第17号に掲げる事業 | 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（以下「建築物」という。）の新築の事業（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号に規定する建築物の高さの算定により算定した建築物の高さ（以下「建築物の高さ」という。）が100メートル以上であるもの又は同項第4号に規定する延べ面積の算定により算定した延べ面積（以下「延べ面積」という。）が10万平方メートル以上であるもの限り、 <u>造成済</u> の工業専用地域において行われる工場等の新築を除く。） | 建築物の新築の事業（建築物の高さが50メートル以上100メートル未満であるもの若しくは延べ面積が5万平方メートル以上10万平方メートル未満であるもの又は建築物の高さが100メートル以上であるもの若しくは延べ面積が10万平方メートル以上であるもので <u>造成済</u> の工業専用地域において行われる工場等の新築に限る。） |
|-------------------|--|---|

[略]

|                   |   |  |
|-------------------|---|--|
| 17 条例別表第17号に掲げる事業 | 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（以下「建築物」という。）の新築の事業（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号に規定する建築物の高さの算定により算定した建築物の高さ（以下「建築物の高さ」という。）が100メートル以上であるもの又は同項第4号に規定する延べ面積の算定により算定した延べ面積（以下「延べ面積」という。）が10万平方メートル以上であるもの限り、 <u>造成済</u> みの工業専用地域において行われる工場等の新築を除く。） | 建築物の新築の事業（建築物の高さが50メートル以上100メートル未満であるもの若しくは延べ面積が5万平方メートル以上10万平方メートル未満であるもの又は建築物の高さが100メートル以上であるもの若しくは延べ面積が10万平方メートル以上であるもので <u>造成済</u> みの工業専用地域において行われる工場等の新築に限る。） |
|-------------------|---|--|

[略]

[略]

別表第2（第28条関係）

別表第2（第28条関係）

| 対象事業の区分 | 事業の諸元 | 手続を経ることを要しない修正の要件 |
|---------|-------|-------------------|
| [略]     |       |                   |
| 9 [略]   | [略]   |                   |

| 対象事業の区分   | 事業の諸元        | 手続を経ることを要しない修正の要件 |
|-----------|--------------|-------------------|
| [略]       |              |                   |
| 9 [略]     | [略]          |                   |
| 10 別表第1の4 | <u>発電所敷地</u> | 新たに発電所敷地等と        |

|        |     |
|--------|-----|
|        |     |
| 10 [略] | [略] |
| 11 [略] | [略] |
| 12 [略] | [略] |
| 13 [略] | [略] |
| 14 [略] | [略] |
| 15 [略] | [略] |
| 16 [略] | [略] |
| 17 [略] | [略] |
| 18 [略] | [略] |
| 19 [略] | [略] |

別表第3（第37条関係）

| 対象事業の区分 | 事業の諸元 | 手続を経ることを要しない変更の要件 |
|---------|-------|-------------------|
| [略]     |       |                   |
| 9 [略]   | [略]   |                   |
| 10 [略]  | [略]   |                   |
| 11 [略]  | [略]   |                   |
| 12 [略]  | [略]   |                   |
| 13 [略]  | [略]   |                   |
| 14 [略]  | [略]   |                   |
| 15 [略]  | [略]   |                   |
| 16 [略]  | [略]   |                   |
| 17 [略]  | [略]   |                   |
| 18 [略]  | [略]   |                   |
| 19 [略]  | [略]   |                   |

|                                      |             |  |
|--------------------------------------|-------------|--|
| <u>の項の太陽電池発電所の設置又は変更の工事に該当する対象事業</u> | <u>等の位置</u> | なる部分の面積が修正前の発電所敷地等の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること |
| 11 [略]                               | [略]         |  |
| 12 [略]                               | [略]         |  |
| 13 [略]                               | [略]         |  |
| 14 [略]                               | [略]         |  |
| 15 [略]                               | [略]         |  |
| 16 [略]                               | [略]         |  |
| 17 [略]                               | [略]         |  |
| 18 [略]                               | [略]         |  |
| 19 [略]                               | [略]         |  |
| 20 [略]                               | [略]         |  |

別表第3（第37条関係）

| 対象事業の区分                                       | 事業の諸元            | 手続を経ることを要しない変更の要件  |
|---|------------------|--|
| [略]   |                  |  |
| 9 [略]   | [略]              |  |
| 10 <u>別表第1の4の項の太陽電池発電所の設置又は変更の工事に該当する対象事業</u> | <u>発電所敷地等の位置</u> | 新たに発電所敷地等となる部分の面積が変更前の発電所敷地等の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること |
| 11 [略]  | [略]              |  |
| 12 [略]  | [略]              |  |
| 13 [略]  | [略]              |  |
| 14 [略]  | [略]              |  |
| 15 [略]  | [略]              |  |
| 16 [略]  | [略]              |  |
| 17 [略]  | [略]              |  |
| 18 [略]  | [略]              |  |
| 19 [略]  | [略]              |  |
| 20 [略]  | [略]              |  |

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 太陽電池発電所の設置又は変更の工事の事業であつて次に掲げるもの（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは軽微な変更その他これに類する変更のみをして実施されるものに限る。）については、この規則による改正後の岩手県環境影響評価条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、適用しない。
  - (1) 施行日前に電気事業法（昭和39年法律第170号）第47条第1項若しくは第2項の規定による認可を受け、又は第48条第1項の規定による届出をした事業
  - (2) 施行日前に次に掲げる許可及び届出のうち当該事業に要する全ての許可を受け、又は届出をした事業
    - ア 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可
    - イ 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可
    - ウ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項の規定による許可又は同法第33条第1項の規定による届出
    - エ 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文又は第12条第1項本文の規定による許可
    - オ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項若しくは第2項又は第35条の2第1項の規定による許可
    - カ 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第25条第4項の規定による許可又は同法第28条第1項の規定による届出
    - キ 県立自然公園条例（昭和33年岩手県条例第53号）第10条第4項の規定による許可又は同条例第12条第1項の規定による届出
    - ク 岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号）第15条第4項の規定による許可又は同条例第17条第1項の規定による届出
- 3 改正後の規則第37条及び別表第3の規定は、前項に規定する軽微な変更その他これに類する変更について準用する。この場合において、同条第1項並びに第2項第2号及び第3号中「対象事業」とあるのは「事業」と、同表中「対象事業」とあるのは「事業」と読み替えるものとする。